

私は、本議案「西尾市幡豆いきいきセンターの指定管理者の指定について原案反対の立場で討論いたします。

理由は3点あります。

まず、1点目は、どうしても指定管理者を指定しなければならない根拠に乏しいことです。市の説明では、この3年間、本庁から頻繁に機器の故障に対応しなければならず、非常に煩雑であったとのことでした。そこで、修繕の出向回数をみると、23年が修繕の確認8回・電球交換2回・利用料受け取り12回の計22回、24年は、修繕確認が42回に増えて出向は計56回、25年の修繕回数は16回とのことでした。

確かに24年度の修繕回数は多かったかも知れませんが、その内容はブレーカーやバッテリー交換、ILP-ター修繕など、予めの修繕計画で対処できたと思われるものが多く、施設の状況把握と管理の不十分さを感じざるを得ません。

2点目は費用対効果への疑問です。指定管理に移行することで、利用者増を図るといいますが、その経費は人件費分年間333万円余で、年間1,800人増の見込みといいますが。しかし、これでは24年度実績20,074件の10%にも至りません。ちなみに23年実績は24,600件、22年では37,000件です。

また、これまでの利用申請は「利用の5日前まで」で、住民に不評だったが、これを当日でも空いていれば利用できるような見直しとありますが、社会福祉協議会が提出したの事業計画書では、5日前までのままです。（追加項目ということなのでしょう）

そもそも、この程度の見直しは、合併後すぐにも出来たことでしょう。指定管理にする効果などとは笑止千万です。この2点については、私は、幡豆支所の管理下で補える範疇と考えます。

また、社会福祉協議会が指定管理者となれば、福祉関係講座を同センターで開催するともいいますが、指定管理を受けなければ開催できないのでしょうか。既に、幡豆社協は同センターで業務を行っているわけで、これまでに出来なかったのでしょうか。いずれも努力不足と考えざるを得ません。

結局、9月議会で条例改正が行われた後も、センターをどう運用していくかについて、企画部・総務部・福祉部での調整は行われなかったようであります。内部での積極的な利用促進策は協議されなかった。せっかくの行革の機会、合併効果を生み出す機会が生かせなかったと断ぜざるを得ません。これが、指定管理にする必要がない理由の3点目です。

そして、同センターで目的外使用ができないのは、2億5000万円の起債が残っているため、一括償還するとペナルティがある。だから、返済が完了する34年までは、このままでしょうがないとの説明です。まあ、違約金が出るなんて聞けば、このままにしておいて、何か新しいことを考えるなんてことは止めておこうとなるんでしょう。

しかし、私が改めて、財政課に確認すると、パナティーはないことが明らかになりました。事実確認を充分に行わないで、現状維持しか考えない怠慢です。

片や、公共施設再配置計画を策定しているなかで、幡豆地区のなかでは新しく有用な施設をこの先10年も、ただ貸館にしか使わないと決めつける、これでは余りにもったいない。この点でも合併効果を失っているというのは、先の9月議会での討論でも指摘した通りです。

指定管理期間は5年の長期です。せめて3年にしておき、その間に再度、センターの利活用、位置づけの検討すらしようとししないのか、残念でなりません。

以上、センターの指定管理を行う必要がない理由、がいかに行革に反するか、合併効果を顧みないものであるかを示しました。賢明なる議員諸氏にはこれを理解していただけるものと期待して、私の原案反対討論といたします。